

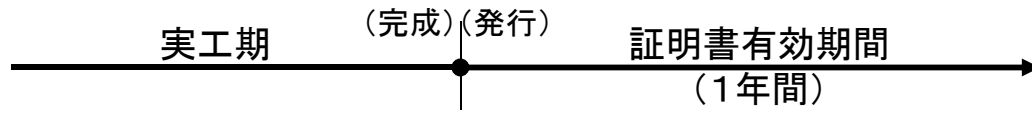
「ICT土工活用証明書」の有効期間を延長します！

東北地方整備局

- 東北地方整備局では、東北復興働き方改革・人づくり改革プロジェクトの一環として、ICT活用工事の推進を図るため、平成30年7月から「ICT土工活用証明書の発行」及び「総合評価の加点評価」の取組を進めてきました。
- しかしながら、ICT土工については、対象工事に対する実施率が低い状況が続いており、ICTの普及が伸び悩んでいるところです。
- そのような状況を鑑み、「ICT土工活用証明書」について、証明書の有効期間をこれまでの1年間から2年間に延長するものです。
- 今回のICT土工活用証明書における有効期間の延長によりインセンティブを付与することで、ICT土工の更なる普及・拡大を図ることを目的としています。
- なお、新たな運用については、令和2年10月1日より運用を開始する予定です。

これまでの運用

- 令和2年9月30日迄に完成した工事でICT土工を全面活用(※1)した場合は、工事終了後、技術者(監理技術者又は主任技術者)を対象に、「ICT土工活用証明書を発行。有効期間は発行後1年間



新たな運用

- 令和2年10月1日以降に完成した工事でICT土工を全面活用(※1)した場合は、工事終了後、技術者(監理技術者又は主任技術者)を対象に、「ICT土工活用証明書を発行。有効期間は発行後2年間



※1 全面活用とは、起工測量から納品までの建設生産プロセスの5要件全ての段階でICTを活用したもの

【ICT土工活用証明書のインセンティブ】

- 証明書は、東北地方整備局発注のICT活用工事(土工)のうち、「発注者指定型」「施工者希望Ⅰ型」「施工者希望Ⅱ型」の全てが発行対象
- 証明書が発行された技術者は、東北地方整備局発注のICT活用工事(土工)の「施工者希望Ⅰ型」において、入札時の総合評価で加点評価